

静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 静岡市は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業の創出を促進することにより、地域での経済循環の創造を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、トラウトサーモン地下海水養殖事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「トラウトサーモン地下海水養殖事業」とは、静岡市清水区三保地区において採取される地下海水を活用しトラウトサーモンの陸上養殖による生産等を行う事業であって、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）第8条の規定による交付金の交付決定を受けたものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、トラウトサーモン地下海水養殖事業の実施主体である者で、市長が必要があると認めるものとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、トラウトサーモン地下海水養殖事業のうち、トラウトサーモンの陸上養殖による生産に供する設備を導入する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、国要綱第5条第1項に規定する交付対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、4,000万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(2) 取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。次号において同じ。）を10年以内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) 補助事業の実施状況について、前条の規定による決定の日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、四半期ごとに文書により市長に報告すること。

(5) 補助金の収支に関する書類を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(6) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金概算払請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長へ提出するものとする。

- (1) 資金計画書（様式第9号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 概算払により交付した補助金の額と第13条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第12条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

補助金の交付を受けたいので、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

2 交付申請額 円

3 交付申請額の算出基礎

4 補助事業の完了予定期日 年 月 日

5 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第8条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（(5)及び(6)において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。(6)において同じ。)を10年以内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (6) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業の実施状況について、要綱第8条の規定による決定の日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、四半期ごとに文書により市長に報告すること。
- (8) 補助金の収支に関する書類を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (9) 静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び要綱を遵守すること。
- (10) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第12条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

様式第4号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号（第12条関係）

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名 称
代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した
ので、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱
第12条の規定により、次のとおり関係資料を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

様式第6号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱第13条
の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第14条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金として、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要綱第14条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名 称
代表者の氏名 ⑩

口座振替先金融機関名
口座の種別及び番号

様式第8号（第15条関係）

地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

請求者 名 称

代表者の氏名

⑩

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けた
いので、静岡市地域経済循環創造事業（トラウトサーモン地下海水養殖事業）補助金交付要
綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 概算払の理由

2 概算払の金額及び時期

3 添付書類

資金計画書（様式第9号）

様式第9号（第15条関係）

資金計画書

区分 月別	収 入				支 出				差引残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第10号（第16条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地

報告者 名 称

代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円